

ソーシャルインクルージョン

人権文化を育てる会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-7 ヒルクレスト平河町 407

助成事業の概要

①第 21 回シンポジウムの開催事業

世界人権宣言 50 周年を記念して設立された当会も 22 年目を迎え、人権伸長と人権課題解決の一層の推進を目的として、毎年人権週間にシンポジウムを開催している。2020 年は 12 月 9 日衆議院第一議員会館で、「ソーシャル・インクルージョンとソーシャルファーム ～東京都ソーシャルファーム条例支援事業について～」をテーマに実施。都条例に基づく支援事業の内容、対象となる認定事業所の募集状況等、多摩草むらの会の総合的な事業展開の実情から、ソーシャル・インクルージョン理念とソーシャルファーム推進の具体的な方向性を考える内容。

②「認定 NPO 法人多摩草むらの会」および「社会福祉法人草むら」におけるソーシャル・インクルージョン理念に基づく各事業所の活動状況と各種相談事業に関する実態把握調査

③「ユタカカレッジ」におけるソーシャル・インクルージョン理念に基づく諸活動に関する実態把握調査

事業の成果

①第 21 回シンポジウムの開催事業

人権伸長と人権課題解決の一層の推進を目的とする、人権週間恒例のシンポジウムとして、12 月 9 日 (水)17 時から衆議院第一議員会館第 4 会

議室で開催。テーマは、「ソーシャル・インクルージョンとソーシャルファーム ～東京都ソーシャルファーム条例支援事業について～」。パネリストは、多摩草むらの会代表の風間美代子氏、日本労協連の田嶋康利氏、炭谷茂 (社福) 恩賜財団済生会理事長、コーディネーターは水口好久事務局長。コロナ対応のため、定員を 30 人に限定して実施し、希望者 (約 70 人) には、当日の資料等を後日送付した。

今年の、「ソーシャル・インクルージョンを基本理念とした条例制定の動き ～東京都ソーシャルファーム条例・国立市人権条例～」につづき、ソーシャル・インクルージョンを基本理念とした政策展開を検討した。ダイバーシティ推進の具体的な政策として、制定された東京都条例に基づく支援事業の内容、対象となる認定事業所の募集状況等、さらに、多摩草むらの会の「相談支援」「就労移行支援」「就労継続支援」「ソーシャルファームサロン」などの総合的な事業展開の実情から、改めて、ソーシャル・インクルージョン理念とソーシャルファーム推進の具体的な方向性を考えることができた。また、「労働者協同労働法」の成立を受けて、「ワークライフバランスと働きがいのある人間らしい仕事」「出資・意見反映・事業従事を 3 原則とした組織の基本原則」「多様な就労創出と持続可能な地域づくりを目指す」という、新しい形の就労環境が実現されたこと、そして都条例を活用した事業展開の可能性が示された。

誰もが社会の一員として居場所があることを目指すソーシャル・インクルージョン理念の実践的政策と活動を紹介することができた。

②「認定 NPO 法人多摩草むらの会」および「社会福祉法人草むら」におけるソーシャル・インクルージョン理念に基づく各事業所の活動状況と各種相談事業に関する実態把握調査

精神障害者を中心とした、相談事業、グループホーム運営、さまざまな就労支援事業を展開することにより、ソーシャル・インクルージョン理念に基づく、広範な取り組みの実態を把握し、先進事例として報告・紹介することができた。

③「ユタカカレッジ」におけるソーシャル・インクルージョン理念に基づく諸活動に関する実態把握調査

知的障害者を中心とした若年者に、さまざまな挑戦とトレーニングの場を提供し、ソーシャル・インクルージョン理念に基づき、社会との接点を醸成するための、さまざまな野心的取り組みの実態を把握し、先進事例として報告・紹介することができた。

成果の広報・公表

①第 21 回シンポジウムの開催事業

当日の資料とシンポジウムの概要をソーシャルファーム推進議連メンバーの衆参両院議員に配布するとともにメールおよび SNS を活用した広報を行った。

②「認定 NPO 法人多摩草むらの会」および「社会福祉法人草むら」におけるソーシャル・インクルージョン理念に基づく各事業所の活動状況と各種相談事業に関する実態把握調査

報告書を作成 (50 部) し、関係者に配布した。

③「ユタカカレッジ」におけるソーシャル・インクルージョン理念に基づく諸活動に関する実態把握調査

報告書を作成 (50 部) し、関係者に配布した。

今後の展開

ソーシャル・インクルージョンを基本理念とする具体的政策推進策として、東京都ソーシャルファーム促進条例に基づく支援事業の募集が開始され、「認定ソーシャルファーム」が誕生し、事業活動が始まる。その動向に注目し、課題と今後の方向性を検討したい。そのことにより、条例と政策メニューのブラッシュアップを図り、ソーシャルファームの一層の展開を実現する支援を行っていく。また、認定ソーシャルファームには、特例子会社は対象となっているが、就労支援 A 型事業所は対象となっていない。ソーシャル・インクルージョン理念をベースとして運営されている事業所であれば、すべて対象となる方向に政策転換する必要性を訴えていく。さらに、都条例の成果を踏まえ、法律の制定、全国的なソーシャルファームの展開によるソーシャル・インクルージョン理念の普及と推進を図りたい。

ソーシャル・インクルージョン理念に基づく政策としては、就労の場へのハードルが高い精神障害者、知的障害者、適応障害者、アプローチに困難を抱えるひきこもり、などへの支援・相談の仕組みの構築を図りたい。